



主婦と税(パートと税)

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定されますが、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が1,000万円(給与収入で約1,220万円)を超えると受けることができません。

【問 合 先】税務課



地方税の電子申告(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

笠松町では、個人住民税の給与支払報告書の提出、法人町民税の申告書の提出、固定資産税償却資産申告書の提出に利用できます。

手続きは自宅やオフィスから利用でき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。

詳しくは、ホームページ(「eLTAX」で検索)をご覧ください。

【問 合 先】eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459



事業主の皆さんへ

労働保険の手続きはお済みですか

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。

1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに手続きをお願いします。

〈労災保険〉

労働者が業務や通勤が原因で、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。

臨時・アルバイトなどであっても対象となります。

〈雇用保険〉

労働者が失業した時や教育訓練を受講した時、在職中の60～65歳未満や育児休業・介護休業中の労働者に一定の賃金低下があった場合に必要な給付を行います。また、事業主には、失業の予防、雇用の安定、労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成金制度があります。

パートタイムの労働者も、1週間以上の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合は、雇用保険に加入しなければなりません。

【問 合 先】岐阜労働局総務部労働保険徴収室

☎245-8115



青少年健全育成講演会

11月は、「全国青少年健全育成強調月間」です。今回、青少年の健やかな育成に対する理解を深めるための講演会を開催し、発達障害や子どもの貧困、虐待など、地域には見えにくい問題を抱える家庭への支援について考えます。たくさんの方に聞いていただき、青少年の健全育成につなげていきましょう。

【日 時】11月9日(木)午後7時30分

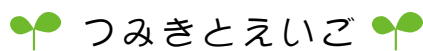
【場 所】笠松中央公民館 1階集会室

【講演内容】「生きにくさを抱えた子どもとその家族への支援の在り方」

【講 師】板倉 憲政先生

(岐阜大学教育学部助教)

【問 合 先】青少年育成町民会議・青少年育成部会
(笠松中央公民館内)



笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66

TEL:058-387-9155

<http://www.tsumiki.ed.jp>

地域と共に！
社会医療法人 蘇西厚生会

松波総合病院

関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人口透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保険施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

TEL 058-388-0111 (代)

<http://www.matsunami-hsp.or.jp>